

京都市告示第285号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第2項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法第42条第2項の規定による道路（昭和34年11月1日京都市告示第232号）について指定を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成30年9月5日

京都市長 門川大作

1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第5983号	平成 30.8.29	メートル 4.00	メートル 65.70	京都市上京区下立売 通油小路西入東橋詰 町168番地の1, 168番地の4, 1 72番地の1, 17 2番地の3, 174 番地及び174番地 の1の各一部	株式会社ウインズ システム 代表取 締役 木川 直喜

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日以外の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)